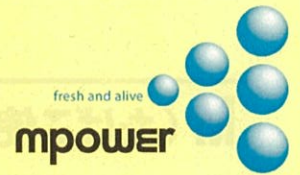


“MPOWER” たばこ流行制圧のための6政策



Monitor (たばこ使用と政策のモニタリング、20条)

Protect (受動喫煙からの保護、8条)

Offer (禁煙支援・治療、14条)

Warn (たばこの危険性の警告、11条) ※12条 教育・啓発

Enforce (たばこの広告・販促・後援の禁止、13条)

Raise (たばこ税の引き上げ、6条)

(出典 WHO REPORT ON THE GLOBAL TOBACCO EPIDEMIC, 2008)

たばこ規制・対策の最近の動き

- 2003年5月 健康増進法の施行(努力義務)
- 2005年2月 WHOたばこ規制枠組み条約発効(日本は2004年に批准)
- 2006年4月 禁煙治療の保険適用
- 2010年2月 公共場所における屋内禁煙を原則とした厚生労働省健康局長通知(官公庁、医療施設は全面禁煙)
- 2010年4月 神奈川県受動喫煙防止条例の施行(罰則付き)
- 2010年10月 たばこ税・価格の引き上げ
(たばこ税1本3.5円、価格1箱100~140円程度)
- 2012年6-7月 第2次健康日本21、がん対策基本計画変更案の策定
- 2013年4月 兵庫県受動喫煙防止条例の施行(罰則付き)
- 2013年4月 第二期特定健診・特定保健指導における喫煙の保健指導の強化
- 2015年6月 労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う受動喫煙防止措置の努力義務化

日本のたばこ規制対策の現状－2014年時点

	日本	英国
M (たばこ使用と政策のモニタリング)	優	優
P (受動喫煙防止のための法規制)	不可	優
O (禁煙支援・治療)	良	優
W (たばこの危険性の警告表示)	可	良
W (マスメディア・キャンペーン)	不可	優
E (たばこの広告・販促・後援の禁止)	不可	良
R (たばこ税の引き上げ)	良	優

(注) WHOによる評価が4段階でされているので、ここでは、その評価順に優、良、可、不可と表現した。
 日本の評価に関する説明:P(受動喫煙防止のための法規制)は国レベルで建物内全面禁煙を定める法規制がないため不可、O(禁煙支援・治療)は禁煙治療の保険適用がなされているものの、無料の禁煙電話相談(Quitline)の仕組みがないため優ではなく良、W(警告表示)は小さな文字だけで画像なしの警告表示であるがパッケージの面積の30%を占めているので良、R(たばこ税の引き上げ)はたばこ税が小売価格の51-75%を占めているので良と判定された。

(WHO REPORT ON THE GLOBAL TOBACCO EPIDEMIC, 2015より作成)

FCTCの履行状況の検証

FCTCで求められる内容	わが国の現状と課題	今後の課題
公衆衛生政策のたばこ産業からの保護(第5.3条)	たばこ産業のCSR活動により寄附を受けている自治体等の団体がたばこ産業に対して許容的になる可能性	たばこ産業の行動の可視化
たばこ税・価格の値上げ(第6条)	2010年にたばこ価格が約110円引き上げられたが、 <u>欧米諸国に比べて安い。</u>	たばこ税・価格の大幅または継続的な引き上げにつながる政策提言の検討
公共場所・職場の全面禁煙化(第8条)	健康増進法や労働安全衛生法があるが、 <u>空間分煙が認められ、かつ罰則規定がなく努力義務にとどまっている</u>	東京オリンピック・パラリンピックに向けた屋内施設を全面禁煙とする法規制の強化
広告・販売促進・スポンサー活動の包括的禁止(第13条)	罰則規定はなく、 <u>業界の自主規制による</u>	未成年者喫煙防止の観点等から、適切な規制にむけた研究や具体的検討
成分規制と情報開示(第9,10条)	現行の成分測定法(ISO法)では、 <u>実態よりも希釈された値となる場合がある</u>	WHOの新しい測定標準手順書に則った成分測定と報告の義務化、情報開示
明瞭で効果的な健康リスクに関する警告表示(第11条)	表示面が最低の30%で、 <u>文字が多く明瞭で効果的とは言えない。写真・絵もない。</u>	画像の導入やプレーンパッケージを含め、効果的な警告表示のあり方の検討とその強化にむけた政策提言
禁煙治療のガイドラインの作成・普及と効果的な措置(第14条)	医療の場での医師からの短時間のアドバイスは <u>欧米諸国と比べて低率。クイットラインが未整備に近い。</u>	わが国に合ったクイットラインの整備のほか、日常診療の場での禁煙指導を標準化した治療指針の一つとして位置付ける
たばこ製品の不法取引廃絶(第15条)	たばこ事業法によって栽培、製造、流通、 <u>価格が統制され、FCTC15条の遵守に一定の役割を果たしている。</u>	FCTC15条の推進がたばこ事業法の趣旨やJT等の利益と合致する可能性も考慮し、15条の優先順位について検討する

(平成27年度厚労科学 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策政策研究 FCTC班をもとに簡略化)

FCTCで求められるたばこ対策の内容とわが国の現状・課題①

対策	FCTCおよびそのガイドラインで求められる内容	わが国の現状と課題	研究班での検討結果	
			関連する国内法規とたばこ規制推進にあたっての法的課題	今後の対策にむけた課題
公衆衛生政策の保護	公衆衛生政策のたばこ産業からの保護(第5.3条)	たばこ産業が未成年や地域を対象にCSR(企業の社会的責任)活動を行っており、地方自治体や寄附を受けている団体がそのCSR活動に対して許容的である可能性がある。		たばこ産業の行動の可視化を可能にする手段を検討する。
たばこ価格政策	たばこ税・価格の値上げ(第6条) ☆WHOにより喫煙を減らす最良の方法として推奨。 ☆たばこ消費量や成人の喫煙率の減少、青少年の喫煙防止、低所得層の禁煙促進による健康格差の縮小に効果あり。	2010年にたばこ価格が約110円引き上げられたが、欧米諸国に比べて安い。 旧3級品の銘柄に対する税率の優遇措置のため、たばこ税・価格の値上げ後も価格が低いままであったが、2015年度税制改正大綱に段階的な廃止が盛り込まれた。	たばこ事業法(財務省)	たばこ税・価格の大幅引き上げまたは継続的な引き上げの実現にむけた効果的な政策提言のあり方を検討する。
受動喫煙の防止	公共場所・職場・公共交通機関の屋内全面禁煙化(第8条) ☆換気、空気清浄装置、指定喫煙区域による技術工学的対策では不十分。強制力のある立法措置。適切な罰則。	健康増進法で多数の者が使用する施設が対象とされているが、受動喫煙防止のための具体的な措置が明示されていない。2015年に労働安全衛生法が改正されたが、罰則なしの努力義務であることは変わらず、空間分煙も認められている。有効な受動喫煙対策の詳細解説が通達で発出された。	健康増進法(厚生労働省) 労働安全衛生法(厚生労働省)	東京オリンピック・パラリンピックに向けて、サービス産業を含む屋内施設を全面禁煙とする法規制の制定を促す。
広告・宣伝の禁止	たばこの広告・販売促進・スポンサー活動の包括的禁止(第13条)	たばこの広告に関する指針(たばこ事業法第40条第2項に基づく)が示されているが、罰則規定はなく、業界の自主規制による。 広告指針において、企業広告、喫煙マナー広告、未成年者喫煙防止広告が含まれていない。	たばこ事業法(財務省)	未成年者喫煙防止の観点から、企業広告、喫煙マナー広告、未成年者喫煙防止広告、スポンサー活動、CSRそれぞれについて、規制のための具体的な検討と研究を進める。

(平成27年度厚労科学 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策政策研究 FCTC班)

FCTCで求められるたばこ対策の内容とわが国の現状・課題②

対策	FCTCおよびそのガイドラインで求められる内容	わが国の現状と課題	研究班での検討結果	
			関連する国内法規とたばこ規制推進にあたっての法的課題	今後の対策にむけた課題
成分規制・情報開示	たばこ製品の成分の規制および情報開示(第9,10条)	パッケージに、主流煙に含まれるタール・ニコチン量を表示しているが、定められている成分測定法(ISO法)では、実態よりも希釈された値となる場合がある。	たばこ事業法(財務省)	WHOの新しい測定標準手順書(喫煙者の吸い方の実態に即した喫煙法)による成分測定と報告の義務化、情報開示。
警告表示	包装・ラベルへの明瞭で効果的な健康リスクに関する警告表示(第11条) ☆表示面の50%以上(最低30%以上)の表示が必要。写真・絵による表示が可能。	表示面が最低の30%で、文字が多く明瞭で効果的とは言えない。写真・絵もない。 FCTC11条では「誤った印象を生ずるおそれのある手段」として禁止されている用語が、要件付きで使用を認められている。	たばこ事業法(財務省)	警告画像の導入やプレーンパッケージ(単色・無地・ロゴなし)を含め、効果的な警告表示のあり方の検討とその強化にむけた政策提言を行う。
禁煙支援・治療	禁煙治療のガイドラインの作成・普及と効果的な措置(第14条) ☆保険適用、短時間のアドバイスの普及、クイットライン(無料電話相談)、指導者トレーニング、マスメディアによる禁煙の広報など。	禁煙治療の保険適用や学会によるガイドラインの作成・普及は実施されているが、そのほかの取り組みが不十分。 医療の場での医師からの短時間のアドバイスは欧米諸国と比べて低率。クイットラインが未整備。	健康保険法(厚生労働省) 薬事法(厚生労働省)	わが国に合ったクイットラインの整備のほか、日常診療の場での禁煙指導を標準化した治療指針の一つとして位置付けるべく、診療ガイドラインの記述を欧米並みに充実させる。
不法取引廃絶	たばこ製品の不法取引廃絶(第15条) ☆すべての形態の不法取引(密輸、偽造、不法製造)の廃絶。国内法の整備・実施と地域～国際レベルの連携。	不法取引の事例は表面上それほど多くない。たばこ事業法によって栽培、製造、流通、価格が統制され、FCTC15条の遵守に一定の役割を果たしていると考えられる。	たばこ事業法(財務省)	FCTC15条の推進がたばこ事業法の趣旨やJT等の利益と合致する可能性も考慮し、わが国のたばこ対策全体における15条の優先順位について検討する。

(平成27年度厚労科学 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策政策研究 FCTC班)

